

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 ▼
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山口県
3. 市区町村名	山口市
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 独自利用事務の対象者	乳幼児
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	平成27年12月18日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有 ▼
9. 評価書番号	25
10. 保護評価書の名称	乳幼児医療費助成関係事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E5%B1%B1%E5%8F%A3%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E4%B9%B3%E5%B9%BC%E5%85%90&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=27&opn_date_from_month=6&opn_date_from_day=6&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=9&opn_date_to_day=6&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
12. 委任関係	▼

執行機関名 山口市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	山口市乳幼児医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	8	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	13	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年山口市条例第61号)別表第1の2の項 山口市乳幼児医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律164号)第1条	山口市乳幼児医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立)が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この要綱は、(乳幼児)の医療費の一部を当該乳幼児の保護者に対し助成することにより、乳幼児の(保健の向上)に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		山口市乳幼児医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)